

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

足寄町物価高騰対応重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税分) (10万円/1世帯) の ご案内

- この給付金は、物価高騰による影響が特に大きい令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
(※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)
- 給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。
- 本給付金は差し押さえ禁止等及び非課税対象です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

※1世帯1回限りの支給です。

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から **2週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

・基準日(令和5年12月1日)に足寄町に住民登録があり、令和5年度住民税が均等割のみ課税されている者だけで構成されている世帯もしくは、均等割のみ課税されている者と非課税者で構成されている世帯。

※世帯全員が課税者からの扶養を受けている場合は対象となりません。

世帯全員が令和5年1月1日以前から
現住所にお住まいの世帯

令和5年1月2日以降に
町外からの転入者がいる世帯

足寄町から「確認書」が送付されます。

確認書の返送が必要です

期限：令和6年4月30日(火)まで

申請が必要です

期限：令和6年4月30日(火)まで

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、足寄町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 確認書の内容を確認して、町福祉課に返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがいないか
(※北海道からの令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金「1万2千円」を受給した世帯はその振込口座が記載されています。)
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと など



II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる等、税情報が確認できない方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、口座確認書類）と一緒に町福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



足寄町役場 福祉課 福祉担当

0156-25-2216

受付時間 平日8:35~17:05